



商工会は、商工業の振興と活力ある地域づくりを応援します。

甲賀商工情報

7月号
2011
Vol.1

平成23年7月15日発行

【発行】甲賀市商工会

〒528-0005甲賀市水口町水口5577-2

TEL (0748)62-1676

土山支所 甲賀市土山町北土山1737

甲賀支所 甲賀市甲賀町相模173-1

甲南支所 甲賀市甲南町野田810

信楽支所 甲賀市信楽町長野1142

次号はH24年1月1日発行予定

甲賀市商工会誕生



平成23年4月1日 澄み渡る快晴の空の下、甲賀市商工会が開所致しました。冒頭、震災被災者への黙祷を捧げたのち、大橋会長の設立挨拶、中嶋甲賀市長より新商工会に期待を寄せる旨の祝辞を頂戴し、会員総数2,150名を超える、県下最大の商工会として出発いたしました。

5月20日(金)には甲賀福祉センターにて第1回通常総会を開催し、以下の役員体制での出発となりました。

平成23年度甲賀市商工会 役員一覧

会長	大橋 淳一	日新製薬(株)
副会長	澤 幸雄	澤幸雄商店
副会長	辻 邦夫	塩野温泉
理事	辻 得三郎	(有)エイト
理事	野田 卓治	(株)野田建設
理事	味岡 利夫	味岡商事
理事	川嶽 誠一	(株)カワシマ
理事	種村 明彦	(株)エイティエスパロン
理事	西山 儀雄	魚兵樓
理事	丸山 謙次	滋賀運送(株)
理事	西村 雅晴	寿製麺
理事	神田 淳	びだ土地屋繕土事務所
理事	西田 勝弘	土山左官工業
理事	北川洋一郎	北川ストアー
理事	加藤 弘明	(株)加藤製作所
理事	辰岡喜美子	エコヤードルートン
理事	吉川 昌身	(有)よしかわでんき
理事	辻 彰	(株)ツジヤ
理事	大石 彰	三陽建設(株)
理事	望月 弘章	大昭製薬(株)
理事	岡田 松雄	岡田テレビサービス
理事	大塚 昭三	山一化工(株)
理事	川島 正雄	(有)川島安
理事	山本 善浩	双葉建設(株)
理事	奥田 工	(株)カネ初
理事	飯田 正雄	公伸電機
理事	村木 隆憲	丸伊製陶(株)
理事	森 幹雄	森工務店
理事	小河 文人	(有)小川亭
理事	森地 孝	甲栄自動車工業(株)
理事	斎内 豊	斎ノ内造園
理事	村山 紀江	村山工務店
理事	大野しづえ	大栄電器
監事	田中 稔	(有)錦茶屋
監事	山村 英二	近江肉 山村

地域のなつまつり

いよいよ始まる夏のイベントシーズン！各地の情報をまとめてみました。詳細は各支所にお問い合わせください。

しがらき火まつり 7/23(土)

しがらき火まつりは、やきものづくりに欠かせない火・産業や生活、文化に欠かせない火への感謝と火に関わる安全を願って、江戸時代以前から続いている。町内の中心地を約2キロ、700本ほどの松明が幻想的に連なります。終点では、奉納を終えた松明と、紫香楽太鼓の演奏と、1000発の花火が、信楽の夜を美しい火で魅せてくれます。



甲賀夏まつり 7/30(土)

恒例の甲賀夏まつりがJAこうか駐車場を中心に行われます。ステージイベントや味まつりのほか、花火大会が今年も盛大に開催されます！



第13回ござれGO-SHU! 8/6(土)

毎年8月最初の土曜日に鹿深夢の森で開かれる「ござれGO-SHU!」。たくさんのチームが江州音頭などを現代風にアレンジした軽快な音楽に合わせて、華やかな衣装で踊る姿は見応え充分。他にも縄跳びやバザー、花火なども行われます。

information

七夕まつりが開催されました



7月7日木曜日、矢川神社境内にて商工会甲南支部主催の七夕まつりが、矢川神社・氏子青年会・甲賀手筒花火保存会の協力そして甲賀市観光協会の支援のもと盛大に開催されました。

当日はあいにくの雨天でしたが、平日にも拘らずほぼ

例年並みの約2,000

名を越える方々に来場いただき、七夕飾りもたくさんの本数が境内に飾られました。

境内ではそめんのふるまいや、子供向けのお遊び場そして駐車場のバザー会場ではたこやき・焼そばなどいろいろな模擬店が並び、催し物としてはゴザレンジャーのショーが行われ、甲賀市の観光キャラクター「にんじゃえもん」も登場し会場を盛り上げてくれました。

その後矢川神社宮司による七夕まつりご祈祷を行い、最後は夜空を焦がす甲賀手筒花火で締めくくりました。



第2回みなくち・はしご酒スタンプラリーを開催!

昨年11月に第1回を開催し好評を博しました「はしご酒スタンプラリー」。再度の開催を期待する声に応え、6月22日に第2回を実施いたしました。(主催: みなくち・はしご酒スタンプラリー実行委員会)

2回目ということで前売券も発売開始から間もなく完売(300枚)となり、ご購入いただけなかったお客様には大変ご迷惑をおかけしました。

スタンプラリー当日の天気予報は雨で主催者もやきもきしていましたが、参加者の熱気が雨雲を吹き飛ばしたのか、皆様がゴールされるまでなんとか持ちこたえてくれました。

決められた3店を“はしご”して、各店自慢のお料理とお酒を堪能していただいた後は、お楽しみ抽選会。ご協賛品を含む豪華賞品が当たる度に会場には割れんばかりの歓声が響いておりました。

なお今回は、賞品購入資金の一部を東日本大震災義援金とさせていただき、滋賀県商工会連合会を通じて被災地へ送らせていただきました。

kafukaマイスター館ライブのお知らせ

甲賀市商工会甲賀支部では、まちづくり事業の一環として、JR甲賀駅前にある旧滋賀銀行大原支店として使用された洋風の重厚な建物を活用し定期的にライブ活動を行っています。

8月度のライブは平野翔子Groupです。S・ワンダーやW・ヒューストンなどのポップスや、若さに反して様々なジャンル・年代の曲をソウルフルでセクシーに歌う小悪魔シンガーです。

■開催日時: 2011年8月28日(日) 18時30分開演

■入場料: 2,000円(勤労者互助会員1,400円)

※ライブ終了後、ミュージシャンとの交流会を開催予定です(参加費別途)

■お問い合わせは甲賀市商工会 甲賀支所(0748-88-2370)まで

小規模企業共済加入のご案内

小規模企業共済は小規模企業経営者のための退職金制度です。
「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金をお受け取りいただけます。

制度のポイント

- ・加入に年齢制限はありません。60歳以上でもOK!
- ・常時使用する従業員の数が、20名以下(商業、サービス業5名以下)の個人事業主。又は会社の役員の方が対象です。
- ・毎月3万円の掛金(年間36万)で、例えば、課税対象所得400万円の方ならば、108,000円の節税になります。
- ・「小規模企業共済法」に基づき運営されています。

平成23年1月1日より「共同経営者(個人事業の経営に携わる個人)も小規模企業共済に加入できるようになり、共済加入対象者が、個人事業主の配偶者や後継者など「共同経営者」まで拡大されました。

共同経営者の要件は

- ・事業の経営において重要な意思決定に参画していること
- ・業務の執行に対する報酬を受けていること
- ・個人事業が小規模事業者であること

現役引退後の安心した生活設計を図るためにも加入をお勧めします。



甲賀商工情報 2011年7月号 [VOL.1]



商工会金融情報

平成23年7月1日現在

貸付の種類	最高貸付額	最長貸付期間	利 率	備 考
I 政策金融公庫	①普通貸付 特定の設備資金は 7,200万円	運転資金 5年 設備資金10年	2.15% 2.15%	事業を営む方(ほとんどの業種の方に利用いただけます) 担保または保証人1名以上
	②経営改善貸付 (マル経資金)	1,500万円 設備資金10年	1.85% 1.85%	商工会長の推薦を受けた方
	③新規開業資金	4,800万円 7,200万円	2.15% 2.15%	新たに事業を始める方または 事業開始後5年以内の方
	④新創業融資	1,000万円 設備資金 7年	(基準金利) 基準金利	新たに事業を始める方で、担保提供 や保証人をたてることが困難な方
II 商工会制度	①商工貯蓄 共済融資	口数、年数により 1,500万円 有担保の場合 4,000万円	運転資金 5年 (有担保7年) 設備資金 8年 (有担保10年)	商工貯蓄共済の加入者で1年以上 経過した方 保証人1名以上、必要に応じ担保 または信用保証協会保証付
	②経営支援資金 一般枠 小規模企業者枠	2,000万円 3,000万円 運転・設備あわせ	運転資金 5年 設備資金 7年	中小企業者で、直近2期平均の経常 利益が1,000万円以下である方 従業員20人(商業、サービス業は5人) 以下で、直近2期平均の経常利益が1, 700万以下の小規模企業者
III 県制度資金	②セーフティネット資金 新規枠 借換枠	8,000万円 2億円(増額分を含む)	運転10年、設備10年	中小企業信用保険法の規定に基 づき市長等の認定を受けた方
	③緊急経済対策資金 新規枠 借換枠	5,000万円 8,000万円	運転5年、設備7年	売上げや利益の減少に対処して経 営の安定を図るための資金 (認定不要)
	④短期事業資金 通常枠	1,500万円	1年以内	中小企業者で、直近2期平均の経常 利益が1,000万円以下である方
	⑤開業資金 創業枠	運転・設備の合計 1,500万円	運転資金 5年 設備資金 7年	開業前から開業後1年未満
	①小口簡易資金	1,250万円	運転資金 5年 設備資金 7年	従業員20人(商業、サービス業は 5人)以下の小規模企業者 信用保証協会保証付

*信用保証協会の保証付融資については、別途保証料年0.5%~2.2%が必要となります。

*お申込み、ご相談は商工会まで。(秘密厳守) 金融審査によりご利用いただけない場合があります。

東日本大震災により事業活動に影響を受けておられる中小企業の皆さんへ

滋賀県では、東日本大震災により直接・間接的に影響を受けておられる中小企業者の皆さんへの資金繰りを支援するため、下記の制度融資が新設されました。

①震災緊急対策資金(新規枠・借換枠)

【利用対象者】東日本大震災により被害を受けた中小企業者、協同組合等で次に該当する方

(1) 東日本大震災により直接被害を受け、※1の各号に該当するものとして市町村長の認定を受けた事業者

(2) 東日本大震災により直接被害を受けた事業者(原発事故にかかる警戒区域に事業所を有する事業者を含む。)

【資金用途】(新規枠) 経営の安定を図るための設備資金、運転資金

(借換枠) 保証付融資の借換に必要な資金(一部の保証付融資は借換対象となります。)

【融資限度額】(新規枠) 8,000万円(借換枠) 2億円

【融資期間】10年以内(据置2年以内)

【融資利率】(新規枠) 年1.30%、(借換枠) 年1.80%

【保証料率】年0.80% [責任共有制度対象外]

【申込先】中小企業団体中央会、各商工会議所、各商工会

②短期事業資金(地震特別枠)

【利用対象者】地震の影響を受けている中小企業者

(原則直近2期平均の経常利益が1,000万円を超えるものを除く)、協同組合等で次に該当する方

・東日本大震災の発生後、最近3か月の売上高が、前年同期に比して5%以上減少していること

【資金用途】運転資金(代金決済、従業員の給与等に要する運転資金)

【融資限度額】1,500万円 [融資期間] 1年以内

【融資利率】年1.70% ※短期事業資金(通常枠)より0.5%引き下げ

【保証料率】年0.45%~1.9% [責任共有制度対象]

【申込先】取扱金融機関

※1 ①被災区域内に事業所を有し、震災の影響により震災後最近3か月の売上高が前年同期比10%以上減少している事業者
②被災区域内の事業者と取引関係があり、震災による取引先の店舗の閉鎖、事業の縮小等により震災後最近3か月の売上高が前年同期比10%以上減少している事業者
③震災に起因する契約解除等の影響を受け、震災後最近3か月の売上高が前年同期比15%以上減少している事業者
※①～③について、震災後3か月の売上高が確定していない場合は、1か月の実績と2か月の見込みでも可。
※②③は、市町村で認定を受ける際に、震災との因果関係がわかる理由書が必要です。

※2 ①被災区域内に事業所を有し、震災の影響により震災後最近3か月の売上高が前年同期比10%以上減少している事業者
②被災区域内の事業者と取引関係があり、震災による取引先の店舗の閉鎖、事業の縮小等により震災後最近3か月の売上高が前年同期比10%以上減少している事業者
③震災に起因する契約解除等の影響を受け、震災後最近3か月の売上高が前年同期比15%以上減少している事業者
※①～③について、震災後3か月の売上高が確定していない場合は、1か月の実績と2か月の見込みでも可。
※②③は、市町村で認定を受ける際に、震災との因果関係がわかる理由書が必要です。

※3 ①被災区域内に事業所を有し、震災の影響により震災後最近3か月の売上高が前年同期比10%以上減少している事業者
②被災区域内の事業者と取引関係があり、震災による取引先の店舗の閉鎖、事業の縮小等により震災後最近3か月の売上高が前年同期比10%以上減少している事業者
③震災に起因する契約解除等の影響を受け、震災後最近3か月の売上高が前年同期比15%以上減少している事業者
※①～③について、震災後3か月の売上高が確定していない場合は、1か月の実績と2か月の見込みでも可。
※②③は、市町村で認定を受ける際に、震災との因果関係がわかる理由書が必要です。

※4 ①被災区域内に事業所を有し、震災の影響により震災後最近3か月の売上高が前年同期比10%以上減少している事業者
②被災区域内の事業者と取引関係があり、震災による取引先の店舗の閉鎖、事業の縮小等により震災後最近3か月の売上高が前年同期比10%以上減少している事業者
③震災に起因する契約解除等の影響を受け、震災後最近3か月の売上高が前年同期比15%以上減少している事業者
※①～③について、震災後3か月の売上高が確定していない場合は、1か月の実績と2か月の見込みでも可。
※②③は、市町村で認定を受ける際に、震災との因果関係がわかる理由書が必要です。

※5 ①被災区域内に事業所を有し、震災の影響により震災後最近3か月の売上高が前年同期比10%以上減少している事業者
②被災区域内の事業者と取引関係があり、震災による取引先の店舗の閉鎖、事業の縮小等により震災後最近3か月の売上高が前年同期比10%以上減少している事業者
③震災に起因する契約解除等の影響を受け、震災後最近3か月の売上高が前年同期比15%以上減少している事業者
※①～③について、震災後3か月の売上高が確定していない場合は、1か月の実績と2か月の見込みでも可。
※②③は、市町村で認定を受ける際に、震災との因果関係がわかる理由書が必要です。

※6 ①被災区域内に事業所を有し、震災の影響により震災後最近3か月の売上高が前年同期比10%以上減少している事業者
②被災区域内の事業者と取引関係があり、震災による取引先の店舗の閉鎖、事業の縮小等により震災後最近3か月の売上高が前年同期比10%以上減少している事業者
③震災に起因する契約解除等の影響を受け、震災後最近3か月の売上高が前年同期比15%以上減少している事業者
※①～③について、震災後3か月の売上高が確定していない場合は、1か月の実績と2か月の見込みでも可。
※②③は、市町村で認定を受ける際に、震災との因果関係がわかる理由書が必要です。

※7 ①被災区域内に事業所を有し、震災の影響により震災後最近3か月の売上高が前年同期比10%以上減少している事業者
②被災区域内の事業者と取引関係があり、震災による取引先の店舗の閉鎖、事業の縮小等により震災後最近3か月の売上高が前年同期比10%以上減少している事業者
③震災に起因する契約解除等の影響を受け、震災後最近3か月の売上高が前年同期比15%以上減少している事業者
※①～③について、震災後3か月の売上高が確定していない場合は、1か月の実績と2か月の見込みでも可。
※②③は、市町村で認定を受ける際に、震災との因果関係がわかる理由書が必要です。

※8 ①被災区域内に事業所を有し、震災の影響により震災後最近3か月の売上高が前年同期比10%以上減少している事業者
②被災区域内の事業者と取引関係があり、震災による取引先の店舗の閉鎖、事業の縮小等により震災後最近3か月の売上高が前年同期比10%以上減少している事業者
③震災に起因する契約解除等の影響を受け、震災後最近3か月の売上高が前年同期比15%以上減少している事業者
※①～③について、震災後3か月の売上高が確定していない場合は、1か月の実績と2か月の見込みでも可。
※②③は、市町村で認定を受ける際に、震災との因果関係がわかる理由書が必要です。

※9 ①被災区域内に事業所を有し、震災の影響により震災後最近3か月の売上高が前年同期比10%以上減少している事業者
②被災区域内の事業者と取引関係があり、震災による取引先の店舗の閉鎖、事業の縮小等により震災後最近3か月の売上高が前年同期比10%以上減少している事業者
③震災に起因する契約解除等の影響を受け、震災後最近3か月の売上高が前年同期比15%以上減少している事業者
※①～③について、震災後3か月の売上高が確定していない場合は、1か月の実績と2か月の見込みでも可。
※②③は、市町村で認